

第8章

インドのテロ対策法制

——個人の権利，コミュニティ間の政治，国家安全保障——

伊豆山 真理

序論——テロ対策における安全保障と人権——

9・11テロ後，アメリカのパトリオット法，イギリスの2001年反テロ・犯罪・安全確保法をはじめとして，欧米各国でテロ対策法制の立法がみられた。これらのテロ対策法制の強化は，「個人の権利」と「国家安全保障」との間の緊張関係という問題を，改めて我々に対して提起している。

インドでも2001年10月にテロ防止条例（Prevention of Terrorism Ordinance: POTO）が発令され，翌年3月に法制化された。その立法から2004年の廃止に至るまで，個人の権利の規制の問題は，議会や法廷，マスコミにおいて大きな論争となってきた。本章では，テロ防止法（Prevention of Terrorism Act: POTA）の立法にあたって，「個人の権利」対「国家安全保障」の対立問題に関してどのように議論があったのか，法の運用面ではどのような問題が生じたのかをみる。

テロ行為という文脈において，個人の権利と国家安全保障という対立する要請をいかに調和させることができるのか。そもそも「安全」が普遍的な個人の権利として構成されるならば，テロ対策は，対外的脅威および国家の暴力の双方から個人を保護するものとなるはずである。しかし，伝統的な安全保障観は，国家による域内的権威の執行（enforcement）および防衛を強調す

るものである。一方人権は、国家と市民の社会的契約を基盤としており、集团的忠誠と引き替えに秩序と正義の双方が保障されるという (Brysk and Shafir eds. [2007: 9])。ここにおいて安全保障と人権とが対立する場面がでてくる。

こうした人権と安全保障の関係について、社会科学者および法律家はどのような見解を示してきたのだろうか。以下ではプリスクの整理に従ってみていこう。国益と主権の追求を至上とする「リアリスト」論者たちはテロを戦争として捉える。この立場では、テロは民主的社会に対する全体的脅威であるから、民主主義の指導者はそれに対抗する手段をとる権利と義務を有する。単独 (ユニラテラル) かつ先制的 (プリエンプティブ) な行動を正統化するアメリカの法律家は、この立場を代表する。これに対して、欧州の法学者の主流を占めるのが、国際的人権規範が国益に優先するとする立場であり、プリスクは彼らを「市民自由論者」(civil libertarian) と呼ぶ。市民自由論者は安全保障の文脈を重視してこなかった。

9・11テロ以降、人権と安全とのトレード・オフが真剣に議論されるようになった。トレード・オフの代表的論者であるイグナティエフは、安全をも人権のひとつと位置づけ、一方の権利が他方の権利に抵触することを許容する。彼は人権に対する「完璧主義的コミットメント」を批判し、「まだましな悪」(lesser evil) の道義性を支持する。「まだましな悪」は、「人間集団を害悪から救済するために、ほかの人間集団を殺害しないこと」や、「少数の自由を停止することなく多数の自由を確保すること」が常に可能とは限らないという前提を受け入れる (Ignatieff [2004: 21])。これに対してプリスクは、イグナティエフのトレード・オフ論が基本的に功利主義的であることを批判する。イグナティエフのように、脅威の大きさに応じた人権基準からの逸脱を認めることは、ニュルンベルグ法の蹉跎を踏むことになると、プリスクは警告する⁽¹⁾。さらに、イグナティエフが違法な拘束や法の外の殺害に対して、公共的討議、法的審査、サンセット条項といった民主的プロセスによる歯止めを期待するのに対して、プリスクは民主主義的討議は多数派が他者の権利

を侵害することを抑止できないと主張する。ブリスからみれば、「まだましな悪」論者は、政府の誠実性や民主的制度の能力を過信しているのである (Brysk and Shafir eds. [2007: 12-13])。

以上の議論は、国際人権法の分野と隣接しつつも、基本的には各国のケース・スタディから導き出されている。本章では、ほとんどアメリカ、ヨーロッパ、イスラエルに限られているこれまでのケースにインドを付け加えることによって、個人の権利と国家安全保障との対立問題の分析に欠けている問題領域を指摘することを試みる。以下では、インドにおけるトレード・オフに関する議論を概観しよう。

インドの法律関係者や人権関係者は、「バランス」という言葉でトレード・オフを表現する。たとえば国家人権委員会 (National Human Rights Commission) のヴァルマ委員長は、POTA への反対を表明するなかで、「個人の尊厳」と「国家安全保障」のバランスの必要性を強調している。それによると、「公共利益は個人の利益に優先されるが、後者がまったく無とされるわけではない」²⁾。また、POTA の合憲性が争われた最高裁判決は、以下のように述べる。「人権の保護と促進はテロの防止に不可欠であり、ここにこそ法の役割と司法の責任が発生する。(中略) 憲法は、テロとの闘いという文脈においても国家の行動に明確な制約を課している。『コアな人権』を保護することにより、こうしたデリケートなバランスを維持することは司法の責任である」³⁾。しかし、現実には、スワラップが批判するように、司法の判断は国家よりに傾いている。POTA の前身であるテロおよび騒乱行為防止法 (Terrorist and Disruptive Activities [Prevention] Act: TADA) の合憲性が最高裁で争われたカルタル・シン判決 (Kartar Singh vs. State of Punjab) は、「法がより大きな社会的利益を確保するならば、その法は何人かの個人の自由を侵していても全体として有益な法律とみなされる」と論じた (Swarup [2007: 9])。こうした司法の保守的性格に見切りをつけるかのように、政治学の立場からはシンのように、法におけるバランスよりも、法制定の権力関係に着目する議論が出てきている。シンは、法が国家暴力を支えるという立場に立ち、

「国家安全保障」や「民主主義」という利益が、テロ対策法制の正統化ディスコースとして作用する様相を分析する (Singh [2007: 15])。本章では、シンのように法律を国家の道具とみる極端な立場には立たず、まず法律自体の検討を通して、インドのテロ対策法における人権制約がどのような考え方にもとづいて許容されてきたかを明らかにする。しかし、第3節以下でテロ対策の運用をみる際には、シンの指摘も参考にしている。

インドにおける法的バランスの議論は、「公共利益=多数の利益」と「少数の権利」のバランスとして構成されているのではないか。そのようなバランス論が功利的に解釈され運用される場合、容易にマジョリティとマイノリティの権利対立の問題に転換されるのではないか、というのが筆者の仮説である。この観点から、テロ対策法の研究はまた、インドのマジョリティ・マイノリティ問題 (コミュニナリズム問題) の分析にも新たな切り口を与えてくれよう。

第1節 インドのテロ対策法制の歴史

インドのテロ対策、治安法制には3つの系譜がある。第1は、緊急事態法であり、憲法が緊急事態を宣言する権限を認めているのを受けて、これまでにいくつかの緊急事態法が制定されている。第2は、平時において予防拘禁を認める法であり、これも憲法の規定を受けて、立法がなされている。第3は、刑事法の特別法として、テロのほか安全保障にかかわる犯罪を規定する流れであり、これは1960年代末の破壊活動防止法 (Unlawful Activities [Prevention] Act) が、その初めであった (Kalhan et al. [2006: 125])。今日、狭義のテロ対策法は、3番目の範疇に属する。しかしインドの法制は、治安維持のために緊急事態を幅広く捉え、それを平時にも拡張するイギリス植民地時代の影響を受けているので、以下ではテロ対策法の起源として、この3つを検討する (表1)。

表1 インドのテロ対策・安全保障法制

立法年	法律名	
1950	Preventive Detention Act	1969年失効
1958	Armed Forces (Special Powers) Act	
1962	Defence of India Act	1968年失効
1967	Unlawful Activities (Prevention) Act	2004年修正、2008年修正
1971	Defence of India Act	失効
1971	Maintenance of Internal Security Act	1977年廃止
1980	National Security Act	
1983	Armed Forces (Punjab and Chandigarh) Special Powers Act	廃止
1984	Terrorist Affected Areas (Special Courts) Act	廃止
1985	Terrorist and Disruptive Activities (Prevention) Act	1995年失効
1990	Armed Forces (Jammu and Kashmir) Special Powers Act	
2002	Prevention of Terrorism Act	2004年廃止

(出所) 筆者作成。

1. 緊急事態法制

(1) 憲法の非常事態規定

インド憲法は、第4章第18編（憲法352条から360条）に非常事態規定をおいている⁽⁴⁾。憲法352条は、「戦争、外患または反乱により、インドまたはその領域のいずれかの部分の安全が脅かされる重大な非常事態が存在する」と認められるときに、大統領にインド全域または一部領域に非常事態を宣言する権限を与えている。

インディラ・ガンディーが体制安定のために布告した非常事態宣言 (Emergency) を除くと、これが適用されたのは、1962年の中印紛争および1971年の印パ戦争に際してであった。非常事態宣言を受けて立法された「インド防衛法」(Defence of India Act) は、行政府に対して戦時における包括的な権限を許容し、詳細は委任立法に譲るという手法をとっているが、これはイギリス法の伝統を継承したものである⁽⁵⁾。インド防衛法を受けてインド防衛規則が制定され、その第4編第30規則では予防拘禁を定めている (Kalhan et

al. [2006: 132], 佐藤 [1978: 64-65], Singh [2007: 64])。インド防衛法とインド防衛規則は、中印戦争終了後も1968年1月に非常事態宣言が解除されるまで効力を有した。この間に行われた予防拘禁に対して、いくつかの訴訟が提起され、規則の合憲性も争われた(佐藤 [1978])。

(2)警察と軍隊の治安維持権限の強化

インド全土に対してではなく、一部の地域に対して非常事態に準ずる地位を付与し、警察と軍隊の治安維持権限の強化を行う手法もとられている。

1958年に北東地方の騒乱に対応して立法された「軍特別権限法」(Armed Forces [Special Powers] Act)が、独立後の最初の例である。軍特別権限法は、アッサムとマニプールの一部を州知事が「騒乱地域」(disturbed area)と認めることにより(3条)、軍に特別の権限が与えられる。特別の権限とは、集会・武器携帯を行う者に対する発砲(4条a項)、隠れ家や訓練基地を破壊する権限(4条b項)、令状なし逮捕ならびに必要なであれば逮捕執行にとまなう武器の使用(4条c項)である。

この法律は、人権監視団体からの強い批判に晒されており、政府の設置した調査委員会の報告も出されているが⁶⁾、現在も有効である。またこの法律をモデルとして、1980年代以降、パンジャブとカシュミールにも軍の特別権限を認める法律が施行された⁷⁾。

2. 予防拘禁法制

インド憲法22条は、一定の場合における逮捕、拘禁からの保護を定め、逮捕、拘禁の条件、手続き、期間を定めている。

これを受けて、早くも憲法施行の1カ月後に、1950年予防拘禁法(Preventive Detention Act: PDA)が制定された。法案を提出したパーティル内相によると、コミューナル暴動、農民暴動の多発という独立直後の混乱状況のなかで、非常事態宣言に訴えることなく治安を維持するために立法された(佐藤

[1978: 61])。そして実際、テランガーナ運動活動家に対して多く適用された (Singh [2007])。予防拘禁法は1年間の時限立法として制定されたにもかかわらず、7回の延長を経て1969年に失効した。1960年代末に予防拘禁法が失効したことに関して佐藤は、「会議派が左翼政党に支持をあおがざるを得ないという時代が到来」したことによるという解釈を示している (佐藤 [1978: 61])。左翼農民運動に多用された予防拘禁法は、いったん撤回されなければならなかったのである。

1971年選挙に圧勝したインディラ・ガンディー政権は、再び平時における予防拘禁を可能とする立法を行った。1971年治安維持法 (Maintenance of Internal Security Act: MISA) である。治安維持法は、1950年予防拘禁法をモデルとし、22条4項で、3カ月以上の予防拘禁を認め、22条5項で、拘禁理由の開示に関する憲法の条項を緩めている (Singh [2007: 65])。この法律は、ガンディー政権が非常事態を宣言した1975年から1977年の間、反対派の予防拘禁に利用された。1977年選挙で政権についたジャナター党政権によってこの法律は廃止された。

その後、1980年に政権に復帰したインディラ・ガンディー政権は、改めて1980年国家安全保障法 (National Security Act) を制定した。国家安全保障法は、予防拘禁を目的としたものであり、以下の3つを予防拘禁のできる場合として定めている。第1に、「インドの国防、対外関係、安全保障に反する行動を予防」するため (3条1項 [a])、第2に、「外国人でありインド滞在の規制・送還上必要な場合」 (同条同項 [b])、第3に「州の安全、公共秩序、コミュニティのライフライン (supplies and services) の維持」 (同条同項 [c]) に必要な場合である。拘禁期間は12カ月 (13条) だが、新たな拘禁を妨げない (14条)。この法律は現在も有効であり、後で考察するとおり、国会討論においても廃止・修正要求の主張がなされていないという点で、ほかのテロ対策法制とは一線を画している。

3. テロおよび安全保障に対する犯罪を取り締まる刑事法

テロ行為を刑事法の特別法で取り締まることの意味は、2つ考えられる。ひとつは、テロ行為という犯罪の重大性を強調することにより、無罪を推定する一般刑法に対して、テロ対策法では無罪の証明責任を被疑者側に転嫁することが可能となる (Singh [2007: 71])。もうひとつは、テロ行為に関与する団体、もしくは関与が疑われる団体を広範に禁止することが可能となる (Singh [2007: 143])。これらの点は、国家の側にとっては、テロの処罰、予防の効果を高めることにつながるが、個人にとっては、集会・結社の自由や刑事手続きに関する権利を制約される結果となる。

(1)1967年破壊活動防止法⁸⁾ (Unlawful Activities [Prevention] Act)

1967年に破壊活動防止法が制定された背景には、1963年10月の憲法第16次改正がある。憲法19条は、もともと表現の自由、平和的集会、結社の諸権利に対して合理的な制限が許される場合として、「国家の安全、外国との友好関係、公の秩序」をあげていたが、第16次改正によって新たに「インドの主権と統合」の維持のために必要な場合を付け加えた (孝忠・浅野 [2006: 31])。この改正は、国家統合協議会 (National Integration Council) に任命された国家統合・地方制度委員会 (The Committee on National Integration and Regionalism) の勧告を受けたものであり、この時期、「国家の主権」が市民的自由を制限する正当化理由 (いわゆる *reason's of State*) として確立したことをうかがわせる。国家主権に照らして、政治的抵抗活動に対処する刑事法の必要性が説かれ、破壊活動防止法の立法にいたった。

破壊活動防止法は、「分離、あるいは分離の主張を行うこと、あるいはそれを扇動すること」(2条 [f] [i]), 「インドの主権と領土的統合を阻害し、あるいはその意図をもつ主張や疑念を提起すること」(2条 [f] [ii]) を破壊活動と定義し、そうした活動を目的とする団体を破壊活動団体と定義する。

この法律によって、政府は破壊活動団体を禁止し、その活動を制限する広範な権力を付与される一方、破壊活動団体にかかわる個人は犯罪者として処罰されることになった (Kalhan et al. [2006: 136])。

(2)1985年テロおよび騒乱行為防止法 (Terrorist and Disruptive Activities [Prevention] Act: TADA)

1985年に制定された TADA は、パンジャブ州における分離運動を契機としている (Kalhan et al. [2006: 141])。インディラ・ガンディー政権は、シクの政治組織アカリ・ダルとの交渉決裂後、1982年にいくつかのシク武装組織を禁止団体に指定した。1983年10月、州政府が解任され大統領統治が敷かれたのに続き、1984年6月、非常事態が宣言され軍隊が配備された。1984年には、国家安全保障法 (National Security [Second Amendment] Ordinance) の2回の修正によって、予防拘禁が強化された。すなわち拘禁の上限が1年から2年に延長され、また拘禁の適法性を審査する諮問委員会の勧告に政府は拘束されないとされた。

1984年、「テロ行為」を犯罪と定義する初めての法律として、「テロ多発地域 (特別法廷) 法」(Terrorist Affected Areas [Special Courts] Act) が制定された。「テロ多発地域」と指定された地域における特別法廷の設置を認めるものであり、非公開裁判、厳重な保釈規定、拘留期限の90日から1年への延長等が規定された。この法律の枠組みから、テロ多発地域の限定を取り外したのが TADA である (Kalhan et al. [2006: 145])。TADA は、当初2年間の時限立法であったが、1995年に失効するまでに延長が繰り返された。TADA の強化を追認する形で、1988年3月、憲法第59次改正において非常事態宣言の事由に「治安の不安定」(internal disturbance) が追加され、パンジャブ州で非常事態が宣言される間における、憲法第19条 (表現の自由、集会結社の自由) の停止についての適用条項が規定された (孝忠・浅野 [2006: 47])。

パンジャブ紛争の沈静化とともに、TADA の濫用への批判が高まり、1994年の最高裁判決 (カルタル・シン判決) も、TADA の合憲性を支持しつ

つも、濫用が行われていることは認定した。1993年に設立された国家人権委員会の働きかけもあり、1995年、政府はTADAの延長を断念した（Kalhan et al. [2006: 149], 広瀬 [1997:146-148]）。

以上本節でみたように、テロ対策法の起源として、インド憲法が緊急事態や予防拘禁を広く認めていることには注意を要する。テロ防止法への広範な反対論に比し、予防拘禁法については、少なくとも政治家の間からは表立った反対論は出されていない。

第2節 POT Aにおける安全保障と人権の「バランス」

本節では、まず2002年テロ防止法の条文を、個人の権利との関係で論点となっている点を中心に概観する。次に、「国家安全保障」と「人権」あるいは、「公共の利益」と「個人の権利」とのバランスに焦点を絞って、司法がどのような判断を示したのかを検討する。つづいて連邦議会における法案審議から、政治家の「バランス」感覚を探る。

1. 2002年テロ防止法の内容

POTAは6章、全64条から構成される。1章「前文」に続いて、2章「テロ活動への処罰と対応措置」でテロ行為の定義を行い、3章「テロ組織」でテロ組織の禁止を定める。続く4章「特別法廷」で司法手続きを規定し、5章「通信傍受」で捜査機関に通信傍受を認める。6章「雑則」には拘留期間や保釈の規定が含まれる。

テロ行為の定義は、2章で「～を行った者は罰される」という形で規定されており、2つの側面からの定義が採用されている。ひとつは、意図と行為の面からであり、「インドの統一・安全・主権を脅かす」意図、または「国民またはその一部に脅威を与える」意図を有して、「爆発物、火器、毒物・

ガスその他化学・生物物質を使用」という手段をもって、「人身、財産、コミュニティのライフラインへの損失」または「インド防衛その他政府または州政府の目的に使用される物資への損害」または「政府その他への要求のために人質をとる」という行為がその要件となる（3条 [a] 項）。もうひとつは、特定組織への帰属をもってテロ行為と定義する方法であり、破壊活動防止法にもとづき指定された団体（3条）への帰属、あるいは当該団体への支援がその要件となる（3条 [b] 項）。

ところがテロ防止法は、破壊活動団体のほかに3章で「テロ組織」を別途規定している。テロ組織は、付則で指定され、中央政府が官報への掲載により追加削除できる（18条）。組織がテロ行為に関与しているとみなされるのは、テロ行為を実際に行う、あるいは準備、支援を行う場合（18条4項 [a] [b] [c]）という、トートロジーとも思える規定をおいている。「テロ組織」と「テロ行為」の定義が反復的であるにもかかわらず、あえてテロ組織の規定をおく意味は「破壊活動団体」よりも指定基準を緩める目的にあると考えられる⁹⁾。テロ組織への加盟、支援（集会の開催など）、資金調達も処罰される（20条、21条、22条）。2008年12月現在、テロ組織に指定されているのは、表2のとおりである。1番から21番は、すでに破壊活動防止法で禁止団体に指定されていたものであり、国際テロ組織の性格をもつシク系の組織、カシュミールのイスラーム系組織、スリランカのタミル・イーラム解放の虎（Liberation Tigers of Tamil Eelam: LTTE）に加え、北東諸州の分離運動にかかわる組織を含む。テロ防止令施行とほぼ同時に禁止団体に指定されたのが、イスラーム学生運動（Student Islamic Movement of India: SIMI）と2つの左翼系組織であるところに、後述のようにテロ組織指定の政治性が表れている。

2. 最高裁判決にみる「国家安全保障／公共の利益」と「人権」のバランス

「国家安全保障」あるいは「公共の利益」と「人権」とのバランスについて、司法はどのような判断を示しているのか。POTAの合憲性を争った2003

表2 テロ組織

附則（UPA 35条関連）に定められたテロ組織	組織の性質	指定日付
Babbar Khalsa International	Sikh	
Khalistan Commando Force	Sikh	
Khalistan Zindabad Force	Sikh	
International Sikh Youth Federation	Sikh	
Lashkar-e-Taiba / Pasban-e-Ahle Hadis	JK	
Jaish-E-Mohammed / Tahrik-E-Furqan	JK	
Harkat-ul-Mujahideen / Harkat-ul-Ansar / Karkat-ul-Jehad-Eislami	JK	
Hizb-ul-Mujahideen / Hizb-ulmujahideen Pir Panjal Regiment	JK	
Al-Umar-Mujahideen	JK	
Jammu And Kashmir Islamic Front	JK	
United Liberation Front of Assam (ULFA)	Assam	
National Democratic Front of Bodoland (NDFB)	Assam	
People's Liberation Army (PLA)	Manipur	
United National Liberation Front (UNLF)	Manipur	
People's Revolutionary Party of Kangleipak (PREPAK)	Manipur	
Kangleipak Communist Party (KCP)	Manipur	
Kanglei Yaol Kanba Lup (KYKL)	Manipur	
Manipur People's Liberation Front (MPLF)	Manipur	
All Tripura Tiger Force	Tripura	
National Liberation Front of Tripura	Tripura	
Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE)	Tamil	
Students Islamic Movement of India	Islam	9/27/01
Deendar Anjuman	Islam	4/27/00
Communist Party of India (Marxist-Leninist)—People's War, およびすべての関連組織や団体	Communist	12/5/01
Maoist Communist Centre (MCC), およびすべての関連組織や団体	Maoist	12/5/01
Al Badr	JK	
Jamiat-ul-Mujahidden	JK	
Al-Qaida	Islam	
Dukhtaran-E-Millat (DEM)	JK	
Tamil Nadu Liberation Army (TNLA)	Tamil	
Tamil National Retrieval Troops (TNRT)	Tamil	
Akhil Bharat Nepali Ekta Samaj (ABNES)	Maoist	7/1/02

（出所） 筆者作成。

年12月16日の最高裁判決を手がかりにみていこう。この裁判は、原告「市民的自由のための連合」(People's Union for Civil Liberties)¹⁰⁰が、連邦議会の立法資格および憲法に反する規定¹⁰¹の存在を理由として、POTAの合憲性を正面から争ったものである(People's Union for Civil Liberties & Anr. v. Union of India)。判決のなかで、バランス論が示された論点が3つある。第1は、連邦議会の立法資格についてである。争点となったのは、テロへの対応が憲法第7付則の連邦管轄事項にあたる「防衛」なのか、州管轄事項にあたる「公共の秩序(治安)」なのか、という点にあった。判決はテロの重大性を強調したうえで、州の管轄する「法と秩序」をはるかに超えた問題であるとして連邦議会の立法権限を認めた。判決によればテロ行為は「憲法の原則を破壊し、一般国民に心理的恐怖を与え、セクラーナ構造を破壊し、民主的に選出された政府を転覆し、偏見と狂信を促進し、治安機関のモラルを低下させ、経済発展を阻害する」等々といった意味から「主権と統合に対する挑戦」と位置づけられる。それゆえテロ行為との闘いは、「通常の刑事的問題」ではなく、「国家(ネーション)と市民の防衛」である。「防衛」に該当することの補強材料として判決はさらに、この「深刻な事態」が「外部勢力」や「アンチ・ナショナル」な勢力によって引き起こされているとしている。この判決論旨は、序論でみた主権を至上とする「リアリスト」論者に近い。

第2に、テロ組織の指定が憲法の保障する言論の自由、結社の自由に反するか否かである。原告は、POTA18条(1)が附表に掲げるテロ組織の指定に関して何らの立法措置を要件としていないこと、また、18条(2)が連邦政府に対してテロ組織のリストに追加・修正できる裁量権を与えていることを指摘し、これらの条項が憲法14条の保証する法の前の平等、憲法19条1項(a)の言論および表現の自由、19条1項(c)の結社または組合の組織の自由に反すると主張した。原告によれば、1967年破壊活動防止法においては、組織の指定手続きとして連邦政府に対して、当該組織が破壊活動組織と信じるに足る充分な証拠を示すこと、また告知を行うことを要求していたが、POTAでは政府に裁量権が与えられている。これに対して判決は、テロの特異性に触れ、テロ組

織を指定することは、憲法19条4項に定める、「主権と統合」のために結社の自由を「合理的に制限」する場合に該当するとした。さらに判決は、POTA18条による権利制限の「合理性」判断の基準として、調査委員会（Review Committee）による事後の救済が存在することをあげ、POTAの性格と「テロのプレゼンスの重大性」に鑑みて、結社の自由に対する合理的な制限を越えていないと断じた。テロ組織指定と結社の自由に関する判決論旨は、第1点と同様、テロの重大性を強調することによって、国家の「主権と統合」に対する侵害と位置づけ、POTAを憲法自身が許容する自由権の制限の範疇に収めている。

第3は、非公開審議および証人の保護が、憲法の保障する自然的正義と公正な司法手続きに反するか否かである。原告は、反対尋問は憲法21条の保障する自然的正義と公正な司法手続きの一部であり、テロ行為で起訴される被告が反対側証人の出自を知る権利もこれに含まれると主張した。判決はまず、POTA30条の証人の保護規定が、反対尋問を排除するものではないとして、反対尋問が公正な司法手続きに必須ではないという国側弁護士との対立点に立ち入ることを避けた。そのうえで、多くの証人が身の危険のために出廷しなくなるという現実を指摘し、その結果起訴と処罰の機会を逃せば、それは「コミュニティのより大きな利益」に影響を及ぼすだろうと論じた。判決は、「証人の権利と利益」「被疑者の権利」「より大きな公共利益」の3者間の「正しいバランス」の維持がPOTA30条の目的であると明確に述べている。判決が「コミュニティの利益」で意味するところは、「テロ行為のような凶悪な犯罪が効果的に起訴され罰されることを保障すること」である。そして、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、欧州人権裁判所でも同様の立場をとっていると指摘する。興味深いのは、「コミュニティの利益」と「公共の利益」とが同義的に用いられている点である。また、第1の論点と第2の論点では、「個人の人権」と対置されるのは「国家の主権と統合」であり、その場合は「テロ行為の重大性」を述べるだけで、絶対的に天秤は「国家」の側に傾いていた。それに対して、「個人の人権」と「公共利

益」が対置される場合には、「バランス」が詳細に論じられ、また「公共」ないし「コミュニティ」が「より大きい」と形容されている。最高裁におけるバランスの議論は「主権と統合」と「公共の利益」の2段構えになっており、前者は絶対的に、後者は功利主義的に解釈されているようにみえる。

3. 連邦議会の法案審議にみるバランス論

POTAの立法過程をみると、それがいかに国際的な対テロ協力として正当化されようとも、国内の治安対策の即効薬として政権が強力に導入を進めたことは明らかである。与党インド人民党（Bharatiya Janata Party: BJP）がムスリムや左翼活動に対して排除的なイデオログを内部に抱えていることから、POTAの立法は政治的論争となった。

BJPは、1998年選挙綱領のなかで、「テロリズムに対処するための適切な立法を行う」と明確に述べ（BJP [1998: 6]）、その公約どおり2000年には、法律委員会（Law Commission of India）¹²⁾に作成させた法案を立法することを試みた。しかし野党のみならず一部の連立政党や国家人権委員会の反対を受けて実現しなかった（Balagopal [2000], Singh [2007: 41]）。

2001年の9・11テロを契機として、BJP政権は10月にテロ防止令を発令した。発令直後から野党である会議派、左翼政党、社会主義党（Smajwadi Party: SP）が強力に反対し、ムスリム組織、報道機関も反対論を展開した。いくつかのムスリム組織は、テロ防止令に対する反対を決議や声明のなかで明確にした¹³⁾。

POTA法案は、2002年3月18日に下院を261対137で通過したが、21日の上院では8時間の審議の末98対113で否決された。そこで政府は、3月26日に、インドの国会史上3回目となる両院合同特別会議を開催し、10時間の討論の末に425対296で法案を成立させた。

連邦議会ではどのような議論が展開されたのか。野党による反対論は、大きく4つの類型にまとめられる。第1は、POTAが憲法の保証する自由権に

抵触することへの反対である。POTA が刑法体系の例外を作ることへの批判も、この類型に含まれよう。第2は、POTA の効果に対する疑義である。第3は、政府の立法動機に対する疑念、第4は、法執行機関による濫用に対する懸念である。

第1のPOTAによる自由権侵害を主張する議員が批判の対象とした条文は、テロ行為の定義、テロ組織指定の手続きといったテロ防止法制の根幹に関する規定から、自白の扱い、保釈規定といった手続き面まで広範にわたっている。上院討論で会議派の議論をリードしたシーバル (Kapil Sibal) は、「与党は国益のために市民的自由を犠牲にしようとしている。我々は国益のため市民的自由を保護しようとしている。与党は法でテロと闘おうとし、我々は国家テロを恒久化する法と闘おうとしている」と述べて、政府との全面対決姿勢を示した。テロの定義に関してシーバルは、TADAにおける定義と比較しながら次の問題点を指摘した。TADAの定義するテロは、「インドの統一・安全・主権を脅かす」意図、または「国民またはその一部に脅威を与える」意図に加えて、「政治的宗教的イデオロギー的思想の拡大」意図が規定されていた。この3つ目の「意図」がPOTAの定義では削除されていることについてシーバルは、過激なヒンドゥー主義を推進する末端の与党支持者たちを擁護するためであろうとの疑念を述べている (RSD [2002])。同様の意見がインド共産党 (マルクス主義) (Communist Party of India [Marxist]: CPM) のモラー (Hannan Mollah) 下院議員からも出されている。モラーはより直截にこうした「コミュニズム規定」が削除されたのは、グジャラート州における、ヒンドゥー・ナショナリズムを標榜するサング系団体の暴力行為を許容する布石であろうと述べている (LSD [2002: 469])。テロ組織指定に関してシーバルは、客観的基準が欠如していることを指摘している。シーバルによれば、組織が「目的達成のための暴力手段を掲げている」という一般に受け入れられている定義を援用するならば、むしろ暴力革命路線を掲げている毛沢東主義共産主義者センター (Maoist Communist Centre: MCC) や人民戦争グループ (People's War Group: PWG) が指定されるべきであるとして、

テロ組織指定の恣意性を批判している。

第2のPOTAの効果への疑問の根拠として、会議派その他反対論者が指摘するのは、過去のテロ対策法で逮捕された容疑者の有罪確定率が低いことである。TADAの前例に関して1994年の内務担当相報告によれば、勾留された6万7509名のうち起訴されたのは8000名、うち有罪が確定したのは725名であり、有罪確定率はわずか1%ということになる(Kalhan et al. [2006: 148])。テロ対策法が単に勾留のために用いられたと批判される所以であり、予防拘禁の目的であれば国家安全保障法を適用すれば十分であるという主張につながっている(LSD [2002: 473])。

第3の政府の立法動機については、下院討論で会議派をリードしたレッドイ(Jaipal Reddy)が主要反対理由のひとつとして明言しており、野党議員からも繰り返し追及がなされた。会議派のシーバル上院議員は、ビハール州、アーンドラ・プラデーシュ州をそれぞれ活動拠点とするMCCやPWGがテロ組織指定から除外されたのとは対照的に、イスラーム学生運動(SIMI)がテロ防止令発令と同時に指定されていることを挙げて、「3月のウツタル・プラデーシュ州選挙をにらんでのこと」であると政府を糾弾している。複数の左翼政党の議員からも、ヒンドゥー系のバジュランダルやVHPが指定リストに含まれないことへの批判が繰り返された。野党議員が言外に含意しているのは、党の勢力伸張のためにヒンドゥー過激組織による暴力を容認しつつ、ムスリムそのほかの少数派の暴力は厳格に取り締まろうとする政府の中立性の問題である。

第4の法執行機関による濫用の懸念は、とくに警察およびそれを管轄する州政府に向けられる。シーバルは、POTA32条の自白に関する規定をピンポイントで批判し、TADAの同様の規定が警察に濫用されたという評価を示している。警察官に対する自白が法廷で証拠として採用されることを認めれば、拷問による自白の強要につながるという考え方である。シーバルは、人権委員会も同じ見解をとっていることを引用し、法務相に対して「法案を熟読して、一般の警察官に濫用されることを再考して欲しい」と訴える(RSD

[2002])。

以上4つの反対論のうち、第1のものはテロ対策における自由権尊重という法的内部バランスを問題とするものであり、前項でみた裁判の論点と重なっている。第2のものは、POTAが対テロに有効でない、すなわち安全保障の増進に寄与しないと主張することによって、トレード・オフされる人権の利益に目を向けるものであり、安全保障と人権のバランスを外部的に論じているものととれる。これに対して、第3、第4の反対論は、政府や法執行機関の現実の運用に焦点をあてるものであり、党派性を帯びた政治的論争となる。これらは法律論の枠外にあり、まさにシンが「法制定の権力関係」と呼んだものである（序論参照）。

では以上のPOTA反対論に対する政府与党の反論はどのようなものか。

第1のPOTAと自由権尊重について、ジェットマラーニ元法相（Ram Jethmalani）は、TADAの違憲性を争った1994年の最高裁判決のなかで述べられた6つのガイドラインに言及し、このガイドラインに従ってPOTAでは「セーフガードを取り入れた」と述べている⁹⁴。最高裁判決を受けて、POTAがTADAよりも改善された具体例として、ジャイトリー法相（Arun Jaitely）はテロの定義を精密にし、テロではなく「テロ行為」を処罰の対象としたことを挙げている。テロ行為の定義から「コミュニティ間の反目（disaffection）」を除外したことの理由の説明として、ジャイトリー法相はラジーブ・ガンディー元首相の暗殺のケースにおいて、最高裁判決が「コミュニティ間の反目の事実がない」として、TADAの適用を否定したことに言及している（LSD [2002: 488]）。会議派の反テロ心情に訴えるとともに、「コミユナル条項削除」批判を封じる議会戦術と解される。

第2のPOTAの効果について、ジャイトリー法相は、有罪確定率の低さは認めながらも、マハーラーシュトラ州の組織犯罪規制法（Maharashtra Control of Organised Crimes Act: MACOCA）のもとでは75%の有罪確定率を達成していることを挙げ、同法の条項を取り入れることによって、テロ取り締まりの効果が向上するであろうと主張する（LSD [2002: 490]）。ジャイトリー法

相によれば、国家安全保障法による1年の拘禁では釈放後にテロが繰り返されるので不十分である（LSD [2002: 488]）。

第3の立法動機、すなわちヒンドゥー・コミュニズムの勢力拡大を支持し、ムスリムその他少数派コミュニティへの強制手段をとるためではないか、という論調に対して、アドヴァーニ内務相は「反対論や修正提案には応じるが、動機を詮索しないで欲しい」と訴えている。グジャラート州の例に言及した際も、これをコミユナル暴動とは位置づけず、POTAが「農民暴動に濫用された」が「わが党は反対した」と簡単に述べるに止めている（LSD [2002: 552]）。政府は、コミユナル暴動とテロ対策法との間の微妙な問題に立ち入るのを避けている。

第4の法執行機関による濫用の問題について、政府側で理解を示したのはジェットマラーニ元法相である。ジェットマラーニは、「インドの検察官のなかには恥ずべき者もいる」ことを認め、「自由権、とくにマイノリティの権利に配慮するように教育すべき」であると述べる（RSD [2002]）。しかしアドヴァーニ内相は、「警察をそこまで不信に思わないよう」に要請し、「警察官は、テロと闘うために幾分かの権限を必要としている。民主主義では、人権の自然的側面に考慮して立法を行わなくてはいけない。しかしテロは深刻な問題であり、警察や治安部隊に権限を与えなければ、人権の侵害という結果をもたらす」と述べる（LSD [2002: 552]）。

以上の議会討論のなかから、必ずしも明示的論理的に述べられてはいないが、BJP政権のイメージする「国家安全保障／公共の利益」と「人権」のバランスを抽出してみよう。まず、「越境テロ」の被害を強調してテロ対策法の必要性を説くジャイトリー法相や、テロは「代理戦争」と位置づけるナイドゥ党首（Venkaiah Naidu）らは、テロを「戦争」と捉える典型的な「リアリスト」論者といえよう。至上の「国家安全保障」の前に、「人権」は後背に退くのである。一方、アドヴァーニ内相は、もう少し安全保障と人権のトレード・オフに配慮しており、安全保障も「人権」と捉えていることが上記の濫用批判に対する答弁からうかがえる。BJP議員に特徴的にみられるのは、

「テロリストの人権」と「テロ被害者の人権」とをバランスさせるべき対極と捉えていることである。アドヴァーニ内相は、1994年の最高裁判決を引用しつつ、「容疑者の自由も大切だが被害者や遺族、コミュニティの集団的利益や国家の安全保障も重要である」と述べている（*Frontline*, 19, April 13, 2002）。ナイドゥ党首は、「人権とは人間（human beings）のもの」であり、「テロリストは人間とは考えない」ので人権を認める必要はないと断じている。

第3節 POTA の政治過程

本節ではまず、POTA 立法の過程で反対派が懸念していた「少数派コミュニティに対する濫用」のケースとして、ゴードラ事件のケースを通して、前節でみた「バランス」の理念が現実にはどのような結果をもたらしているのかを検討する。次に POTA が廃止に至る経緯を通して、どのような政治的諸力が法律の帰趨に影響を与えているのかをみる。最後にそうした政治的力関係とテロ対策との相互作用という観点から、テロ対策とマイノリティ・ムスリムの問題を扱う。

1. POTA の濫用——ゴードラ事件のケース——

ゴードラ事件の事例をとりあげる理由は、第1にグジャラート州が POTA を濫用したとの推定が成り立つからである。2004年に POTA が廃止された時点で継続中であった POTA ケース263件のうち、グジャラート州とジャールカンド州の2州だけでほぼ100件を占めている（Singh [2007: 306]）。グジャラート州は、POTA の前身である TADA の適用件数も多い。1994年8月時点、TADA で勾留されていた6万7507名のうち1万9263名はグジャラート州であり、この数はパンジャブ州を凌ぐ（Kalhan et al. [2006: 147]）。グジャ

ラート州のケースは、POTAの立法および廃止に関する国会での議論でも頻繁に言及されている。第2の理由は、調査委員会の報告がPOTAの適用を明白に否定したにもかかわらず、被疑者の拘束は今日まで継続しており、POTAの適用と廃止がいかにして政治性を帯びるのかを示す事例だからである。

ゴードラ事件とは、2002年2月27日、グジャラート州のゴードラ駅で列車が放火されて58名が犠牲となり、その後のコミュニティ暴動の引き金となった事件である。犠牲となった乗客の多くが、ラーム寺院建設運動をすすめるヒンドゥー教徒の活動家(Karsevaks)であったことから、ムスリムに対する報復が暴動に転化し、その後1週間で700名以上の死者が出た。強硬なヒンドゥー主義者として知られるBJPのモディ(Narendra Modi)州首相は、事件の翌日からゴードラ事件を「テロ行為」と断定して、3月2日にはPOTOにもとづいて62人のムスリムが告発された。しかし、3月22日、州政府はPOTOの適用を撤回した。州政府からの「法律的意見」に従って、ゴードラ警察副署長から鉄道法廷に提出された書類は、POTOを当面未確定とするよう要請していた(Singh [2007: 169])。州政府がこの時期POTOの適用を控えたのは、連邦議会における法案審議を有利にすすめるために、党中央からの指示を受けたためと考えられる。

その後、ゴードラ下級裁判所(Session Court)およびグジャラート州高等裁判所が勾留者の釈放を相次いで認めるようになると、州政府はPOTAの適用を急いだ。2003年2月6日、警察はムスリム指導者であるモウラナ・フセイン・ウメルジー(Maulana Hussain Umerji)をゴードラ事件の首謀者として逮捕した。ウメルジーにはこれまで犯罪歴もなく、ゴードラ事件に関連して名前があがったこともなかった。警察は、勾留中の別の被疑者の供述をもとにゴードラ事件の背後に「ウメルジーの指示」があったとした。2月19日、121人の被疑者に対してPOTAが適用され(Hindu, February 20, 2003)、3月8日にはアーメダバードに特別法廷が設置された。ウメルジーは、ゴードラ事件に対して早期にPOTAを適用するために、捜査機関によって急遽犯人に

仕立てあげられたといわざるをえない。ウメルジーの逮捕に対して、ムスリム指導者は抗議行動を行うとともに、地方長官に釈放要求書を提出した。

2002年5月から2003年5月までに、警察はゴードラ事件について6つの起訴状 (charge sheet) を提出している。最初の起訴状にはなかった「テロ行為」という被疑事実が付け加えられていく。2004年3月時点でPOTA容疑をかけられたのは280人であるが、そのうち1人を除きすべてムスリムであった (Kalhan et al. [2006: 180])。被疑者とされたムスリムは、長期間の勾留によって自由権、公正な司法手続きを受ける権利を奪われたばかりでなく、その家族も就業機会の逸失など経済的社会的不利益を被った。さらに、POTAが広く共犯を推定するために、ムスリム指導者による災害救援活動などのコミュニティ活動の停滞をももたらした (Singh [2007: 173])。

グジャラート州政府は、POTA廃止後もPOTA1条を楯にとつて拘禁や訴追を継続し、調査委員会の活動にも協力的でなかった。2005年1月、調査委員会の合憲性を問う請願がグジャラート州高裁に出されると、高裁はこの請願を受理し、調査委員会の州内における調査を制限した。高裁が請願を却下したのは4月である。2005年5月、POTA調査委員会 (Jain委員長) は報告書を州政府に提出した。報告書は「計画的共謀」の存在を明確に否定し、POTAの適用ケースではないとした (Singh [2007: 174], *Frontline*, November 21, 2008)。報告書によれば、暴徒たちはヒンドゥー活動家とムスリムのお茶売りとのいさかい、あるいはヒンドゥー活動家によるムスリム女性への侮辱を聞きつけて参集したものであり、計画性、組織性はないとした。その根拠としてヒンドゥー活動家が座席を予約していた6号車が最初から狙われていないこと、後から押収された武器が殺傷に使われていないことを挙げている。また、報告書は1994年の最高裁判決を引用して以下の見解を述べている。「単なる法秩序や公共秩序の攪乱は、テロ行為にあたらぬ。テロ行為は、法執行機関が通常の刑法で対処不可能な活動を意図的に行うものである。テロとほかの暴力行為を分けるのは、前者における熟考された組織的な強制力をともなう脅迫である」。そして、ゴードラ事件は、POTAではなく、刑法、

鉄道法、公共物損壊防止法、ボンベイ警察法等で起訴されるべきであると結論付けた¹⁵⁾。

この報告に対して特別検察官は、見解の相違を表明して、委員会報告の勧告措置に従わなかった。そこで被疑者側は、POTA 適用の説明を請求してグジャラート州高裁に提訴するという司法闘争となった (*Hindu*, June 29, 2005)。2008年10月21日最高裁は、POTA 適用が推定されるケース (Prima Facie Case) ではないとし、州政府に対して調査委員会の勧告に従うべきとの判決を下した (*Frontline*, November 21, 2008)¹⁶⁾。それでもただちにPOTA 容疑は解かれず、12月、最高裁はアーメダバード特別法廷に対して、1カ月以内に85人の被疑者をゴードラの下級裁判所に移管するよう命令を下している (*Outlook*, December 1, 2008)。

ゴードラ事件は、POTA の廃止後も含めて、州政府による断固たる適用の意思が存在した事例であり、POTA が特定のコミュニティに対する排除、抑圧の道具となりうることを示している。POTA の安易な適用は、捜査機関が不十分な証拠、強要した自白にもとづいて「テロリスト」を仕立て上げることが可能とする。グジャラート州のように、行政府がむしろそれを望むような場合、いかなる権限もそれをチェックすることは困難である。

2. POTA が廃止に至る経緯

(1) 調査委員会の役割

POTA は60条で、中央政府または州政府が必要に応じて調査委員会 (Review Committees) を設置できると定めている。この規定にもとづいて、2003年3月、BJP 政権のアドヴァーニ内相は、サハリア (Saharya) 元パンジャーブ州高等裁判所長官を委員長とする調査委員会を設置した (*Hindu*, March 13, 2003)。調査委員会設置の契機となったのは、ヴァイコ (Vaiko) ケースである。ヴァイコ・ケースとは、タミル・ナードゥ州のジャヤラリタ (Jayalalitha) 州政権が、復興ドラヴィダ進歩連盟 (Marmarualchi Dravida Munnetra Kazhagam:

MDMK)の党首であるヴァイコ(本名はゴーパラスワミー[V. Gopalaswamy])に対して、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)を支持する演説を行ったことを理由として、2002年7月、POTAにもとづく逮捕状を発し、特別法廷を設置したものである(Singh [2007: 222-226])。ヴァイコは、タミル分離運動に対して長年同情を示してきたが、それは周知の事実であった。それゆえ、LTTEがPOTAの指定するテロ組織になっているとはいえ、彼の演説が今日のインド国内の文脈でただちにテロ支援にあたるとするのは大きな疑問であった¹⁷⁾。ヴァイコに対するPOTAの適用は、州政府が州野党であるMDMKの弱体化を企図したものという受け止め方が、報道界や中央政界では一般的である。MDMKは、同州のもうひとつの野党ドラヴィダ進歩連盟(Dravidha Munnetra Kazhagam: DMK)とともに、中央のBJP政権と連立を組み、閣僚ポストも得ていたからである¹⁸⁾。

BJP政権は、連立政党の窮状にもかかわらず、ヴァイコ・ケースへの直接の介入を控えた。その理由は第1に、治安維持は州の管轄であり、かつ州政府がPOTAに則ってヴァイコの逮捕を行っている以上、介入は中央と州の関係性を損なうおそれがあると考えたからである(Singh [2007: 226])。第2に、POTA特別法廷での裁判が行われれば、証拠不十分で釈放されるであろうとBJPは考えていた(Singh [2007: 225])。BJPにとっては、POTA裁判が適正に行われることは、POTA自体への反対論を封じるうえで有益であった。第3に、ジャヤラリタ州首相の率いる全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟(All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam: AIADMK)は、POTA法案の採決では賛成に回っており、BJPにとって次期選挙における有力な協力相手として浮上していた(Singh [2007: 225])。

以上の理由からBJP政権は、連立政党であるMDMKとDMKの圧力を受けつつも、あくまでPOTAの枠内で問題の処理を行うべく調査委員会を設置したのである。2003年10月には調査委員会の権限を強化するPOTA修正令も出された(*Indian Express*, October 28, 2003)。タミル・ナードゥ州政府は、この調査委員会の権限に関して、マドラス高裁と最高裁で争ったが、いずれ

も棄却された (*Hindu*, March 9, 2004)。2004年4月、調査委員会は、ヴァイコのケースを POTA 適用が推定できる (*Prima Facie*) ケースではないとして、州政府に対して適切な処置をとるように指示を出した (*Hindu*, April 9, 2004)。このように、当初は地域政党間の利害関係に巻き込まれずに、POTA を適切に運用することを企図して設置された調査委員会であるが、次に述べるようにその調査活動が POTA 廃止への政治的潮流を形成する結果となるのである。

調査委員会の権限が法的に認められ、また調査結果のなかで各州における濫用の実態が明らかになるにつれ、各党からの POTA 廃止の主張が勢いを得ることになる。たとえば前述の DMK は、2004年連邦下院選挙のマニフェストで、POTA の即時撤廃を掲げ、BJP 政権との連立を解消している (DMK [2004])。会議派を中心とする統一進歩連合 (United Progressive Alliance: UPA) は、その統一綱領のなかに、「テロとの闘いに妥協はない。しかし、POTA の濫用に鑑み、これを廃止しつつ既存の法を適用する」としている (“National Common Minimum Programme,” May 2004)。POTA の廃止は、BJP 連合と会議派連合とを分ける選挙アジェンダのひとつとなったのである。会議派連合が選挙に勝利したことで、POTA の廃止は必然となった。

(2) 連邦下院における POTA 廃止の議論

2004年12月、会議派政権は POTA 廃止法案および破壊活動防止法修正案を国会に提出した。これに先立ってすでに、POTA 廃止令および破壊活動防止法修正案が出されていたので、挙手による議決 (vote by voice) はその承認という意味合いが強かった。

2004年12月6日、下院における議論では、各州での濫用の実態に発言時間の多くが割かれた。グジャラート州選出の会議派議員は、州政府と警察を批判し、ほかの会議派議員からも「グジャラートで彼ら (州政府) はテロ、コミュナル緊張、虐殺を創作し、後から POTA を適用したのだ」との糾弾の発言があった (LSD [2004: 461])。タミル・ナードゥ州選出の DMK, MDMK

両党の議員は、POTA の濫用に関してジャラリタ州首相個人を名指して批判するとともに、POTA 廃止を主導した政府への謝意を述べている (LSD [2004: 482])。テロ抑止の観点から POTA 廃止に反対したのは、テルグ・デーサム党 (Telugu Desam Party: TDP) 議員と、BJP のアドヴァーニ議員である (LSD [2004: 529-532])。アドヴァーニは、テロと闘う国際的責務の観点からも POTA 廃止に反対し、このような重要な法案は下院常任委員会 (Standing Committee) に付託すべきであると主張した。パティル内相 (Shivraj Patil) が、時間的制約を理由に常任委員会への付託を拒否すると、アドヴァーニら BJP 議員は抗議で退席した (LSD [2004: 531-536])。

POTA の廃止と同時に提出された破壊活動防止法修正案は、新たにテロ行為への処罰を定めた第 4 章、テロ準備資金の没収を定めた第 5 章、テロ組織の指定を定めた第 6 章を追加しており、これらは POTA の該当する条文をそのまま取り入れたものであった (the Unlawful Activities [Prevention] Amendment Ordinance, 2004)。破壊活動防止法修正案には、POTA 廃止に賛成した多くの議員からも懸念が出されたが、パティル内相から修正案の説明がなされたのは、4 時間半に及ぶ下院議論のうちの最後の 30 分のみであった。パティル内相は、「テロ行為」の定義を POTA からそのまま借用したことについて、「残念ながら POTA 以外にそれを定義する条文が存在しない」からであると述べ、またテロ組織の指定については、国連決議の存在を正当性の根拠に挙げた。そして POTA から借用した条文はいずれも厳罰的 (draconian) でないと主張した。これに対して、社会主義党議員は、破壊活動防止法修正案を両院合同特別会議で討議すべきとし、また、大衆社会党 (Bahujan Samaj Party: BSP) 議員も常任委員会に付託すべきとして、両党議員は採決を拒否して退席した。さらに、会議派の連合政党であるインド共産党 (Communist Party of India: CPI)、CPM 両党は、協議の時間を設けるために採決の 1 日延期を求めたが認められず、抗議の意を示すために棄権した (LSD [2004: 552-554])。

下院での議論は、テロ対策法の濫用の事実、およびそのチェックの必要性

に関しては、賛成の流れができていたことを示す。その一方で、POTAの条文を破壊活動防止法に取り込むにあたっては、会議派による採決強行の様相がみられる。たしかに会議派は、POTAに比べて手続きがより厳格な破壊活動防止法にテロ対策を担わせることによって、第2節3でみたPOTAに対する反対論のうち「立法動機」と「法執行機関の濫用」については、批判に答えている。しかしテロ行為の定義、テロ組織の禁止についてPOTAの条文をそのまま破壊活動防止法に滑り込ませることによって、政府は安全保障と人権の法的内部バランスについての再検討を棚上げしたといえるのではないか。

3. テロ対策とムスリム——ジャンミア・エンカウンターのケース——

前で見たとおり、テロ防止法の立法過程と廃止過程では、会議派が法律批判、BJPが法律擁護の議論を展開して対極の立場に立っていた。一般的には、BJPは個人の権利よりは国家安全保障を優先させると理解される。これまでの検討から、会議派とBJPの相違をより厳密に述べると、第1に法執行権限の強化に対する考え方、第2にムスリム・コミュニティとテロ行為との結び付け方に相違が表れている。

BJPは2004年の選挙マニフェストのなかで、「暴動のないインド」の実現を政策のひとつの柱と位置づけ、「ジハード・テロリズムや左翼過激主義」を名指しで批判し、これらに対抗するために警察、治安部隊の能力向上を公約する（BJP [2004]）。一方会議派は、テロ防止法の廃止を公約しつつ、「社会的調和を乱し、宗教的偏狭やコミュニティ間の憎悪を宣伝する個人や団体には既存の法で厳しく対処する」とする（UPA [2004]）。BJPは、マイノリティであるムスリム・コミュニティをテロリストの出身母体として、監視、予防の対象とすることに抵抗をもたない。一方の会議派は、「宗教的偏狭」という言葉を用いることによって、テロの主体がムスリムに限定されないことを示唆し、ヒンドゥー主義者によるテロにも対処していくというメッセー

ジを発している。

これら2点の相違が、選挙政治と結びついたとき、テロ対策問題は政治的論争を巻き起こす。その端的な例が、2008年9月19日、デリーのジャンミア・ナガルで発生したテロ容疑者との銃撃戦（いわゆる「エンカウンター」）であった。この事件では、2008年9月13日にデリーで発生した複数の爆破事件の容疑者を逮捕する作戦が遂行され、その過程で2名のムスリム容疑者と1名の警察官が犠牲となった。デリー警察は2日間で多数の容疑者を拘束し、3名を逮捕した。これに対して、容疑者とされる青年のうち死者を含む3名が在籍していたジャンミア・ミーリア・イスラミーア大学は、平和的抗議運動を組織し、さらに学長自らが被疑者への法的支援を表明した¹⁹。ジャンミア大学の活動は、警察の捜査方法に対するムスリム組織や市民団体からの批判の求心力となり、国家人権委員会による調査開始へとつながった。

この事件に関しては、与党連合UPAに加わったばかりの社会主義党²⁰が、ジャンミア・エンカウンターの調査を要求し（*Hindu*, October 8, 2008）、警察批判の急先鋒に立った。ムラヤム・シン・ヤーダヴ党首は、被疑者の出身地であり、デリー警察による大がかりな捜査、逮捕が行われているウツタル・プラデーシュ州アーザムガル県を訪れ、集会で「無垢のムスリム青年が警察の標的となっている」と演説した（*Frontline*, 25(1), *Hindu*, September 30, 2008）。社会主義党は、地盤とするウツタル・プラデーシュ州で、人口のおよそ17%にあたるムスリムの支持を意識して行動している。会議派のムスリム政治家たちも、ジャンミア・エンカウンターと各地での捜査がムスリムの孤立感を助長しているとして、ムスリムの信頼を回復する措置をシン首相に対して申し入れた（*Hindu*, October 17, 2008）。

一方、BJPは、ジャンミア・エンカウンターを「デリー、グジャラート、ラージャスターン、カルナータカ、マハーラーシュトラ、ウツタル・プラデーシュ各州の警察が協力した最初の成果」として、肯定的に評価している（*Hindu*, October 18, 2008）。BJPのアドヴァー二次期首相候補（当時）は、グジャラート州での選挙キャンペーンにおいて、「会議派政権のテロに対する弱

腰の対応」を批判した (*Hindu*, September 22, 2008)。テロ対策問題は BJP に
とって主要な選挙アジェンダと位置づけられたのである。

会議派と BJP とのアプローチの相違に加え、ウッタル・プラデーシュ州
におけるムスリム票を意識した社会主義党の行動、その社会主義党が連邦議
会において野党から与党へと立場を移行させていたこと、が要因となって、
ジャンミア・エンカウンター事件は、「警察の側に立つのか、ムスリムの側
に立つのか」という二分法的な政治論争に発展したのである。

結論

POTA の立法と廃止過程における議論、POTA の運用、POTA のおかれた
政治的文脈をみてきた結果、法的内部バランスの理念と POTA の運用との
間に生じているズレ、言い換えると、憲法の基本権をめぐる法律論と法をと
りまく現実政治とのズレが明らかになった。そしてこれらは、インドにお
ける政治状況、すなわちヒンドゥー・ムスリム両コミュニティ間の摩擦 (コミ
ュナル問題)、およびそうしたコミュナル対立解決のための法執行機関への
依存、という状況を映し出している。インドにおける論争の特徴を、安全保
障と人権のトレード・オフという普遍的な問題関心からいま一度整理してみ
よう。

インドにおける論争の第1の特徴は、POTA 支持論も POTA 反対論もそれ
ぞれの論拠として「コミュニティの利益」をもちだしている点にある。たと
えばアドヴァーニ内相による「容疑者の自由も大事だが、(中略)コミュニ
ティの集団利益や国家の安全も重要」という発言は、「個人の自由権」に対
して「コミュニティの集団利益」をより大きくウェイト付けするものであ
った (本章第2節)。一方議会討論において POTA 反対論者たちは、グジャラ
ート州の例に頻繁に言及しつつ、POTA が「ムスリムに対して選択的に適用
されている」という批判を展開している。反対論者たちは、A 氏 B 氏の市

民権／個人の権利という観点からではなく、「ムスリム・コミュニティ」への権利侵害という論理を構成しているのである。これに同調するようにカシユミール州選出のムフティ議員（ジャンム・カシユミール人民民主党）も、テロ対策では「マイノリティをコーナーに押しやってはいけない」と釘を指している（LSD [2004: 524]）。さらに本章第3節でみたように、社会主義党などは、ムスリムの利益を代表することを示すために、ことさらにテロ対策におけるコミュニティ・バイアスを問題にしている。

なぜ、インドにおける論争は、個人を自由権の主体とするより「コミュニティ」を主体として展開されているのか。そこには、2つの要因が関係しているように思われる。ひとつは、議会討論をみる限り少なくとも政治家の間では、「個人の権利は彼／彼女の帰属する集団の権利（group right）が認められなければ存立しない」という考えが多数を占めていることである²⁰。もうひとつは、本章第2節でみたように司法が「公共の利益」を「コミュニティの利益」と同義に解釈していることである。「公共の利益」と「個人の自由権」の間の法的バランスの議論が、POTA 支持論者によって「公共利益＝多数の利益」と「少数の権利」のバランスとして功利的に解釈され運用される結果、「少数コミュニティ」の権利は限りなく国家安全保障に従属することになっていく。

ジェットマラーニ上院議員の発言は、もっとも率直かつ真摯に少数コミュニティの権利とテロ対策との関連を述べている。ジェットマラーニは無所属の任命議員であり、後に POTA 反対の活動を展開するのであるが、BJP 政権下で 2000年7月まで法務大臣を務めていた。彼は上院において POTA を擁護する際に、「マイノリティの気持ち」に繰り返し言及している。「すべてのマイノリティ、とくに宗教マイノリティが安全、平等、尊厳の気持ちをもたなければ、国民統合はありえない」。そして、彼はすべての個人がマイノリティの不安を取り除くための貢献を行わなくてはならないと述べる。インドの検察官に対して、自由権、とくにマイノリティの権利に配慮するように教育するべきであると述べる（RSD [2002]）。政治家あるいは法曹界の個々人の良

心と努力によって、マイノリティの権利を保障することは可能とするジェットマラーニの見解を敷衍すれば、国民統合という公共利益と個人の権利とのディレンマも、自然調和的に解決するということになる。

第2の特徴は、POTAによる自由権侵害が、法に内在する欠陥ではなく、法執行機関の濫用に起因すると解されていることである。本章第3節でみてきたとおり、濫用に関心が集中するあまり、濫用されなければどこまでの「権限の強化」が法執行機関に対して許容されるのか、という点の議論があまりなされていない。

現在のところ BJP の側からは、法執行機関の権限強化が強く主張されているが、「(POTA 反対派は) テロリストの民主的権利を擁護するが、テロ活動で犠牲となった6万人の軍の人権には無頓着だ」(LSD [2004: 480]) というようなテロリストと軍・警察二分法的な単純な議論である。一方、会議派は警察に対して懐疑的である。

法執行機関の権限強化に関して示唆を与える見解として、POTA にもとづく予防拘禁を消極的に支持する議論が存在する。ガーテは、カシュミールにおける勾留者の死亡、失踪、エンカウンターといった現実を観察したうえで、POTA の認める予防拘禁が、法執行機関によるこうした極端な手段行使に対する安全弁となると結論している (Ghate [2002])。「厳格な法であっても、法が不在な場合と比べればまだ個人の権利が保障される」という考え方である。この議論は、イグナティエフの「まだましな悪論」が人権側だけでも成立しうることを示していて興味深い。すなわち、POTA による予防拘禁が、POTA 不在の場合よりもプラスの「人権」をもたらしている以上、POTA がどれほどの「安全」をもたらしているかを測定するまでもない、という論理が成り立つ。こうした「消極的『まだましな悪』論」とでも呼ぶべき議論が成立する背景には、インドにおける法執行機関に対する信頼の低さが存在するといえる。

「消極的『まだましな悪』論」を受け入れるかどうかは、予防拘禁に対する評価で分かれる。議会討論でみたように、POTA 反対論者でも予防拘禁へ

の反対はみられず、むしろ POTA の代替として予防拘禁を是とする見解がみられた²²⁾。しかし研究者のなかには、国家安全保障法による予防拘禁を合憲であるとする判決を批判する見解 (Seminarist [2002]) や、予防拘禁条項に憲法の「非民主的性格」をみてとる見解 (Mathur [1992]) も存在する。

テロ対策における安全保障と人権のトレード・オフを分析するうえで、インドのケースは、国家と個人という主体だけでなく、「コミュニティ」の権利を分析に取り込まなければならないこと、法執行機関の信頼性がすでに十分低い場合には法律内部でのバランスを分析するだけでは不十分であり政治過程からのインプットを組み込む必要があること、を我々に示している。今後のインドのテロ対策は、過去のテロ対策で醸成されたムスリムの不信感の緩和、中立な法執行機関をめざしての近代化計画、を2つの柱として進められるであろう。その途上で起きた2008年11月のムンバイのテロ事件は、再び「国家安全保障」の側に秤を傾ける契機となった。事件から1カ月以内に破壊活動防止法は強化され、テロ犯罪を捜査する国家捜査機関 (National Investigation Agency) が設置された。これが個人の権利の後退につながるのか、人権と安全保障のディレンマの解決のための新たな糸口につながるのか、今後の評価を待ちたい。

[注] _____

- (1) 人権基準の逸脱については、寺谷 [2003]、Sottiaux [2008] も参照。
- (2) 国家人権委員会ウェブページ, <http://nhrc.nic.in/dispatch.asp?fno=554> (2009年1月8日アクセス)。
- (3) Supreme Court of India, W. P(C) 389/2002, *People's Union for Civil Liberty & Anr. vs. Union of India*, December 16, 2003, <http://judis.nic.in> (2009年1月8日アクセス)。
- (4) インド研究では emergency に「非常事態」という訳語がであられるので、以後インド憲法あるいはインドの情勢に即する文脈では非常事態という用語を用いる。
- (5) イギリスは2つの世界大戦時に、それぞれ1919年インド防衛法、1935年同法を立法した。
- (6) 人権団体からの批判として、National Campaign Committee against Militarisa-

- tion and Repeal of Armed Forces (Special Powers) Act [1997], Human Rights Watch [2008]。また政府の調査報告として, Ministry of Home Affairs [2005]。
- (7) Armed Forces (Punjab and Chandigarh) Special Powers Act 1983, Armed Forces (Jammu and Kashmir) Special Powers Act 1990。
- (8) 本章では, 民法上の「不法行為」や通例の「違法行為」と区別するために, unlawful activities に破壊活動という訳語をあてた。
- (9) 破壊活動団体には, 指定に対する異議申し立てと裁定の手続きが認められているが, POTA の規定するテロ組織にはこの規定がない。
- (10) 1980年にナーラーヤン (J. P. Narayan) が創立した会員制の人権 NGO。
- (11) 原告が争点としたのは以下の10の規定である。①教唆・幫助, ②武器の所持, ③資金の没収, ④捜査機関の情報収集, ⑤テロ組織の指定, ⑥故意過失, ⑦捜査におけるサンプルの提出, ⑧非公開審議, 証人の保護, ⑨自白, ⑩保釈。
- (12) 法律委員会は, 政府の要請に応じて法制度改革に関する調査報告を提出する。独立後は1955年に最初の委員会が設置されて以来, 2009年1月現在までに18の委員会が活動を行った。政令によって設置され, 通常任期は3年である。http://lawcommissionofindia.nic.in/ (2009年1月8日アクセス)。
- (13) 全インド・ムスリム・マジリス・エ・ムシャーワラト (All India Muslim Majlis-e-Mushawarat) は, 会議派, 社会主義党, 左派連合, 大衆社会党 (Bahujan Samaj Party: BSP) に対して法案成立阻止を求めた (*Hindu*, October 29, 2001)。ラクナウの全インド・ムスリム・フォーラム (All India Muslim Forum), デリーの全インド・ミリ評議会 (All India Milli Council) もテロ防止令への反対を表明している (*Times of India*, November 14, 2001, Vicziány [2003: 258])。
- (14) *Kartar Singh's v. State of Punjab*。判決は, TADA が厳しい理由として, ①テロおよび騒乱行為の定義が広く, 平和的な意見表明も含まれうること, ②正式な起訴なしに最高6カ月の勾留が認められること, ③裁判が特別法廷で行われ, 非公開であること, ④被告人がテロ多発地域出身者の場合, 無罪の証明責任は被告人が負うこと, ⑤裁判開始までの間の拘禁が常態であり, 釈放は例外的にしか認められないこと, ⑥共犯者の証言や, 警察官に対する自白が証拠として用いられる等, 司法手続きにおける保護が薄いこと, を挙げている (Nariman [1994])。判決については, *Economic and Political Weekly*, 30(18/19), May 6-3, 1995も参照。
- (15) Conclusions of Central Review Committee, www.combatlaw.org (2009年1月8日アクセス)。
- (16) 判決全文は, *Mahmadhusen Abdulrahim Kalota Shaikh v. Union of India and Others*, 2008(13) S. C. A. L. E. 398。最高裁のホームページ (http://www.supreme-

courtfindia.nic.in/) から入手。

- (17) 2003年12月の最高裁判決は、この点の事実認定を回避している。
- (18) タミル・ナードゥ州の政治状況については、南埜 [2006] も参照。
- (19) 以下を参照。Jamia Teachers' Solidarity Group, Press Statement [2008], *Frontline*, 25(21), October 24, 2008.
- (20) 2008年7月、米印原子力協力を反対する左派政党（59議席）が与党UPAを離脱し、野党から信任投票の要求が出されるなか、社会主義党（39議席）が7月9日UPAへの支持を公式に表明した。22日に行われた信任投票の結果が、275対256で信任となったのは、社会主義党の行動によるところが大きい。*Frontline*, 25(16), 2008, *Hindu*, July 8, 2008, *Hindu*, July 23, 2008.
- (21) 集団の権利については、Chandhoke [1999, 2002] が個人の権利との関係を詳細に論じている。ただし集団の権利は、マイノリティのみに認められるというのがその主張である。
- (22) 上院の任命議員である法曹出身のナリマン（F. Nariman）がその代表例である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 大沢秀介・小山剛編 [2006] 『市民生活の自由と安全』成文堂。
- 孝忠延夫・浅野宣之 [2006] 『インドの憲法——21世紀「国民国家」の将来像——』関西大学出版部。
- 近藤則夫 [2006] 「ウッタル・プラデーシュ州」（広瀬崇子・南埜猛・井上恭子編『インド民主主義の変容』明石書店 167-174ページ）。
- 近藤光博 [2006] 「グジャラート州」（広瀬崇子・南埜猛・井上恭子編『インド民主主義の変容』明石書店 289-301ページ）。
- 佐藤宏 [1978] 「非常事態と人身の自由」（大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所 53-86ページ）。
- 坪郷實・高橋進 [2007] 「9.11事件以後における国内政治の変動と市民社会——ドイツとイタリアの比較を中心に——」（日本比較政治学会編『テロは政治をいかに変えたか』早稲田大学出版部 25-51ページ）。
- 寺谷広司 [2003] 『国際人権の逸脱可能性——緊急事態が照らす法・国家・個人——』有斐閣。
- 初川満 [2007] 『緊急事態と人権』信山社。
- 広瀬崇子 [1997] 「インドの人権問題と政治」（渡邊昭夫編『アジアの人権——国

- 際政治の視点から——』日本国際問題研究所 131-152ページ)。
 南埜猛 [2006] 「タミル・ナードゥ州」(広瀬崇子・南埜猛・井上恭子編『インド民主主義の変容』明石書店 325-332ページ)。
 山崎利男 [1978] 「インドの裁判所制度」(大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所 207-269ページ)。

<英語文献>

1. 公文書

- Lok Sabha Debate (LSD) [2002] “Statutory Resolution Re: Disapproval of Prevention of Terrorism (Second) Ordinance, and Prevention of Terrorism Bill,” March 18.
 — [2004] “Statutory Resolution Re: Disapproval of Prevention of Terrorism (Repeal) Ordinance 2004, and Prevention of Terrorism (Repeal) Bill, 2004 and Statutory Resolution Re: Disapproval of Unlawful Activities (Prevention) Amendment Ordinance, 2004 and Unlawful Activities (Prevention) Amendment Bill, 2004,” December 6.
 Ministry of Home Affairs [2005] *Report of the Committee to Review the Armed Forces (Special Powers) Act, 1958*.
 Raja Sabha Debate (RSD) [2002] “Statutory Resolution Disapproving the Prevention of Terrorism (Second) Ordinance, 2001 and The Prevention of Terrorism Bill, 2002,” http://164.100.475/rsdebate/deb_ndx/195/2103200/2to3.htm~9to10.htm (2009年1月4日アクセス).
 Supreme Court Judgement, *People’s Union for Civil Liberties & Anr. v. Union of India*, 2004(9) SCC 580. (SCC: Supreme Court Cases).
 — *Kartar Singh v. The State of Punjab*, 1994 SCC(3) 569.

2. 二次文献

- Balagopal, K. [2000] “Law Commission’s View of Terrorism,” *Economic and Political Weekly*, 35(25), June 17, pp. 2114-2122.
 Bharatiya Janata Party (BJP) [1998] *Vote for a Stable Government, Vote for an Able Prime Minister: Election Manifesto 1998*, New Delhi: BJP Central Office.
 — [2004] Vision Document-2004, http://www.bjp.org/Press/mar_3104a.htm (2004年4月5日アクセス).
 Brysk, Alison, and Gershon Shafir eds. [2007] *National Insecurity and Human Rights: Democracies Debate Counterterrorism*, Berkeley: University of California Press.
 Chandhoke, Neera [1999] *Beyond Secularism: The Rights of Religious Minorities*, New Delhi: Oxford University Press.

- [2002] “Individual and Group Rights: A View from India,” in Zoya Hassan, E. Sridharan, and R. Sudarshan eds., *India’s Living Constitution: Ideas, Practices, Controversies*, Delhi: Permanent Black, pp. 207–241.
- Chakma, Suhas [2002] “Do Ends Justify Means?” *Seminar*, 512, April, <http://www.india-seminar.com/2002/512/512%20suhas%20chakma.htm> (2008年12月24日 アクセス).
- Doabia, H. S., and T. S. Doabia [1966] *The Law of Preventive Detention and the Defence of India Act and Rules, 1962 with All India Control Orders*, Agra: Wadhwa and Company.
- Dravida Munnetra Kazhagam (DMK) [2004] *Manifesto for the Parliamentary Elections 2004*, Chennai: Kalayagam Achagam.
- Ghate, Prabhu [2002] “Kashmir: The Dirty War,” *Economic and Political Weekly*, 37(4), January 26, pp. 313–322.
- Human Rights Watch [2008] “World Report 2008,” http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2k8_web.pdf (2009年1月20日アクセス).
- Ignatieff, Michael [2004] *The Lesser Evil: Political Ethics in an Age of Terror*, Princeton: Princeton University Press.
- Jaitley, Arun [2002] “Let Us Not Abdicate Our Responsibility,” *Seminar*, 512, April, <http://www.india-seminar.com/2002/512/512%20arun%20jaitley.htm> (2008年12月24日アクセス).
- Jamia Teachers’ Solidarity Group, Press Statement [2008] “Jamia Teachers Condemn Communal Witch Hunt and Demand Independent Impartial Enquiry,” September 25.
- Kalhan, Anil, Gerald P. Conroy, Mamta Kaushal, Sam Scott Miller, and Jed S. Rakoff [2006] “Colonial Continuities: Human Rights, Terrorism, and Security Laws in India,” *Columbia Journal of Asia Laws*, 20(1), pp. 93–234.
- Kumar, B. V. [1991] *Preventive Detention Laws of India*, Delhi: Konark Publishers.
- Mathur, Kuldeep [1992] “The State and the Use of Coercive Power in India,” *Asian Survey*, 32(4), April pp. 337–349.
- Mohapatra, Manas [2004] “Learning Lessons from India: The Recent History of Antiterrorist Legislation on the Subcontinent,” *Journal of Criminal Law & Criminology*, 95(1), pp. 315–343.
- Nariman, Fali S. [1994] “The Judgement of India’s Supreme Court on the Constitutional Validity of the TADA Acts,” *Review*, No. 53, pp. 21–24.
- National Campaign Committee against Militarisation and Repeal of Armed Forces (Special Powers) Act [1997] *Where ‘Peace Keepers’ Have Declared War*, New Delhi.

- Pai, Sudha [1995] "TADA and Indian Democracy," *Economic and Political Weekly*, 30(50), December 16, pp. 3203-3205.
- Seminarist [2002] "Time to End Abuse," *Seminar*, 512, April, <http://www.india-seminar.com/2002/512/512%20seminarist.htm> (2008年12月24日アクセス).
- Singh, Ujjwal Kumar [2003] "Democratic Dilemmas: Can Democracy Do without Extraordinary Laws?" *Economic and Political Weekly*, 38(49), February 1, pp. 437-440.
- [2007] *The State, Democracy and Anti-Terror Laws in India*, New Delhi: Sage Publications.
- Sottiaux, Stefan [2008] *Terrorism and the Limitation of Rights: The ECHR and the US Constitution*, Oxford and Portland: Hart Publishing.
- Swarup, Aditya [2007] "Terrorism and the Rule of Law: A Case Comment on Kartar Singh v. State of Punjab," *Social Science Research Network*, <http://works.bepress.com/adityaswarup/3> (2008年12月24日アクセス).
- United Progressive Alliance (UPA) [2004] "Common Minimum Programme of the Congress Led United Progressive Alliance," May 2004, <http://www.congress.org.in/> (2004年5月28日アクセス).
- Verma, Preeti [2004] *The Terror of POTA and Other Security Legislation: A Report on the People's Tribunal*, New Delhi: Human Rights Law Network.
- Vicziany, Marika [2003] "State Response to Islamic Terrorism in Western China and Their Impact on South Asia," *Contemporary South Asia*, 12(2), pp. 243-262.

